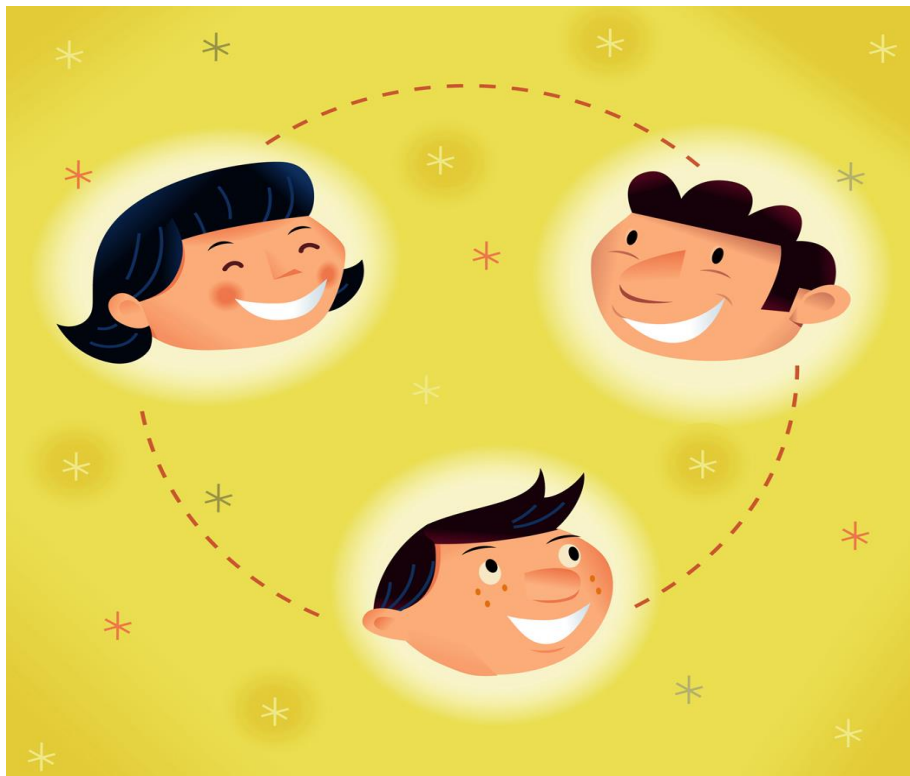


いたばしくしゅわつうやくしゃ ようやくひっきしゃ
板橋区手話通訳者・要約筆記者
はけんじぎょう
派遣事業のしおり



いたばしくじぎょういたくさき
【板橋区事業委託先】

しゃかい ふくし ほうじん とうきょうちょうかくしょうがいしゃ ふくし じぎょうきょうかい
(社会福祉法人) 東京聴覚障害者福祉事業協会

とうきょうしゅ わつうやくとう はけん
東京手話通訳等派遣センター

手話通訳者・要約筆記者の派遣事業について

板橋区では、聴覚障がい者及び言語機能障がい者の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者等の福祉の向上を図っています。

この事業は板橋区が東京手話通訳等派遣センターに委託し、実施しています。

※手話通訳者・要約筆記者には「守秘義務」がありますので、個人の情報が他に漏れることはありません。

※手話通訳者・要約筆記者の指名はできません。希望があれば考慮します。

※要約筆記者の派遣は①ノートテイク（手書き・パソコン）、②全体投影（手書き・パソコン）のいずれかの方法となります。依頼の際にご希望をお知らせください。

※派遣中の録音・録画は禁止しております。



費用は？

派遣の費用は無料です。

利用制限はあるの？

手話通訳は一人または一団体ごとに1か月14時間以内、または3か月間で42時間以内です。要約筆記は1か月12時間、3か月36時間以内です。

※医療機関や介護保険、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の申請・調査に関する派遣は上記の限りではありません。

※営業活動、政治活動、宗教活動に関わるものには派遣することができません。

派遣の申込み

板橋区にお住まいの聴覚障がい又は言語機能障がいのある方、聴覚障害者団体等も手話通訳者と要約筆記者の派遣事業をご利用になれます。

<受付時間>

げつ ^{きん} 月～金	9時 ^じ ～19時 ^じ	※12時 ^じ ～13時 ^じ も 受付 ^{うけつけ} しています。
ど 土	9時 ^じ ～17時 ^じ	
にち ^{しゅく} ・祝 日・祝	お休み ^{やすみ} です。	

■FAX・メールは24時間受信しますが、職員が対応する時間帯は上記となります。

日曜、祝日も派遣できますので、早めに派遣センターに連絡してください。

緊急の場合（夜間・日曜・祝日）は、知り合いの手話通訳者に連絡してください。終了後、「受理票」等にサインをお願いします。

ご利用になる際は、日時が決まったらすぐに
東京手話通訳等派遣センターへFAXかメール等
で連絡してください。

＜板橋区手話通訳者派遣担当＞

TEL/FAX 3358-6991

メール itatsu@tokyo-shuwacenter.or.jp

＜東京手話通訳等派遣センター

手話通訳者・要約筆記者派遣担当＞

FAX 3354-6868

TEL 3352-3335

メール haken@tokyo-shuwacenter.or.jp (手話通訳者)

メール youyaku@tokyo-shuwacenter.or.jp (要約筆記者)

- ① あなたの^{なまえ}名前
- ② ^{じゅうしょ}住所
- ③ あなたのFAX^{ばんごう}番号
- ④ ^{きぼう}希望
 - ・板橋^{いたばし}の手話通訳者^{しゅわつうやくしゃ}
 - ・派遣センター^{はけん}の手話通訳者^{しゅわつうやくしゃ}
 - ・要約^{ようやく}筆記者^{ひっきしや}
- ⑤ ^{いひ}行く日
- ⑥ ^{あひかん}会う時間^{つうやくじかん} (通訳時間)
- ⑦ ^{はけんばしょ}派遣場所^い (どこで)
行く場所、住所^{じゅうしょ}を記入^{きにゆう}
- ⑧ ^{あひま}会う場所^あ (待ち合わせ)
- ⑨ ^{ないよう}内容^{なに} (何をしますか?)
- ⑩ ^{ほか}その他^{はいりよ} (配慮してほしいことなど)

※^{けいたい}携帯メール^{れんらく}での連絡^{ねが}についてのお願い

- ・^{けいたいでんわ}携帯電話のメールで^{もうしこ}申込みをする場合は、^{はけん}派遣センターから^{けいたいでんわ}携帯電話のメールに^{へんしん}返信をします。
- ・^{けいたいでんわ}携帯電話のメールで^{もうしこ}申込みをする際は、本文に必ず^{ほんぶん}氏名^{かなら}を入力^{しめい}してください。
- ・^{めいわく}迷惑メール^{たいさくとう}対策等で、「アドレス指定受信」・「ドメイン指定受信」・「メールフィルター」等のメール^{きよひせってい}拒否設定^{おこな}を行っている場合^{じゅしん}受信できない場合がありますので、^{ちゆうい}ご注意ください。メール^{きよひせってい}拒否設定^{おこな}をしている場合は、「アドレス指定受信」もしくは、「ドメイン指定受信」の設定^{せってい}を行^{おこな}ってください。
- ・^{ふめい}ご不明な点は、^{けいたいでんわ}携帯電話各社の店舗^{てんぽう}等にご^{かくにん}確認ください。

<案内図>

じゅう しょ とうきょうとしんじゅくしんじゅく

だい

住所 東京都新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル 5F



- * JR・京王線・小田急線「新宿」駅東口または南口から徒歩12分
- * 東京メトロ丸の内線「新宿御苑前」駅1・3番出口から徒歩3分
- * 東京メトロ丸の内線・副都心線、都営新宿線「新宿三丁目」駅C8出口から徒歩5分
- * 西武新宿線「西武新宿」駅から徒歩12分

<ご意見の受付について>

手話通訳者・要約筆記者派遣事業についてのご意見は下記へお願いいたします。

- ・板橋区福祉部障がい政策課
(事業担当課)

F A X 03-3579-4159
電 話 03-3579-2361

- ・東京手話通訳等派遣センター
(板橋区手話通訳派遣担当)

F A X/電 話 03-3358-6991
メール itatsu@tokyo-shuwacenter.or.jp

- ・板橋区聴覚障害者協会
(事務局)

F A X 03-3963-8677

2026年8月発行